

耕作放棄地を解消しましょう！

耕作放棄地は全国的に年々増加しています。本市でも平成26年度の農地面積3,908haのうち、耕作放棄地は107haであり、増加傾向にあります。

耕作放棄地の増加は自分の農地だけではなく、近隣農地へも悪影響を及ぼします。農業委員会としても定期的な農地パトロールの実施や「これ以上、耕作放棄地を増やさない」という認識のもと、農家のみなさんと連携しながら耕作放棄地の解消に努めていきたいと思えます。

○耕作放棄地とはどんなものか？

耕作放棄地とは「過去1年以上作付せず、これからも再び作付けする考えのない農地」のことです。

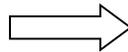
○耕作放棄地が地域にあると地域の環境悪化などにつながります。

- 農地を荒廃させると、雑草の種が飛散したり、病害虫が発生して、近隣の田畑の耕作者や周囲の住民にも大変な迷惑をかけてしまいます。
- 火災や産業廃棄物を不法投棄されるおそれもあり、元の良好な農地に戻すためには多大な時間と労力がかかります。
- 農地をお持ちの方は責任をもって管理していただくようお願いいたします。

○耕作放棄地の解消には再生利用交付金があります。

耕作放棄地を復元するためには多大な労力を必要としますが、農地の復旧及び営農定着等のための耕作放棄地再生利用交付金（国庫支出金）があります。これらを利用して是非、耕作放棄地を再生活用して下さい。詳しい内容については、農業委員会事務局までお問い合わせください。

【解消事例】



[※耕作放棄地再生利用交付金（国庫支出金）の詳細はこちらをご覧ください。（PDF）](#)